

1 成人用肺炎球菌ワクチン(定期接種)
対象 大崎市民で、成人用肺炎球菌ワクチンを接種したことがない人
期 令和4年3月31日(木)まで
内容 令和4年3月31日(木)まで
自己負担額 1回
接種回数 1回
自己負担額 医療機関の接種料から3千円を引いた額

1 成人用肺炎球菌ワクチン(任意接種)
対象 65歳以上の大崎市民で、成人用肺炎球菌ワクチンを接種したことがなく、今年度の定期接種の対象に該当しない人
期 令和4年3月31日(木)まで
内容 令和4年3月31日(木)まで
自己負担額 1回
接種回数 1回
自己負担額 医療機関の接種料から3千円を引いた額

予防接種指定医療機関

地域	医療機関名	電話番号	インフル	肺炎球菌
古川	秋山内科医院	28-1909	○	○
	ありま小児科医院	22-7070	○	-
	伊藤内科小児科医院	23-8866	○	○
	いのせ医院	22-0777	○	○
	永仁会病院	22-0063	○	○
	遠藤皮膚科医院	23-4679	○	-
	大崎市民病院健康管理センター	23-3471	○	○
	大崎西部クリニック	87-3723	○	○
	尾花内科クリニック	21-0087	○	○
	片倉病院	22-0016	○	○
	鎌田内科クリニック	24-1700	○	○
	寛内科胃腸科クリニック	24-8822	○	○
	こだしるクリニック	21-8577	○	-
	佐々木医院	22-2290	○	○
	佐藤病院	22-0207	○	○
	塩沢整形外科クリニック	21-1666	-	○
	渋谷皮膚科泌尿器科医院	23-9783	○	○
	すずき脳神経外科クリニック	24-3770	○	-
	高橋医院	22-0791	○	○
	高橋記念せきや整形外科	22-1100	○	-
千葉医院	22-3228	○	○	
富樫クリニック	23-4456	○	○	
徳永整形外科病院	22-1111	○	○	
長井内科医院	91-1020	○	○	

▶ 接種は、事前に電話予約を行い、住所確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)を持参してください。指定医療機関以外での接種を希望する場合は、希望先との調整が必要のため、必ず事前に健康推進課に問い合わせください。

1 高齢者が受ける予防接種費用の一部を助成します
健康推進課保健・地域医療担当 ☎5311
 インフルエンザが流行する冬を迎える前に、予防接種を受けましょう。
 市外の医療機関を希望する人は、健康推進課または各総合支所市民福祉課まで、問い合わせください。

1 高齢者が受ける予防接種費用の一部を助成します
健康推進課保健・地域医療担当 ☎5311
 ない次のいずれかの人は、今年度中に、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる人
 60歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1級相当の内部機能障害の人
期 令和4年3月31日(木)まで
内容 令和4年3月31日(木)まで
自己負担額 4千円
接種回数 1回
自己負担額 4千円
 ※生活保護に該当する人は、自己負担額が免除されます。

※インフル: インフルエンザ、肺炎球菌: 成人用肺炎球菌

地域	医療機関名	電話番号	インフル	肺炎球菌
古川	中川記念ちか子女性クリニック	23-0655	○	-
	早坂整形外科	21-9100	○	-
	古川星陵病院	23-8181	○	○
	古川民主病院	23-5521	○	○
	穂波の郷クリニック	24-3880	○	○
	まつうら内科小児科クリニック	23-5677	○	○
	三浦病院	22-6656	○	○
	みやざき内科クリニック	25-9330	○	○
	みやぎ北部循環器科	21-8655	○	-
	大崎東部クリニック	55-2511	○	○
松山	わたなべ産婦人科 内科・小児科	55-3535	○	○
	若岩胃腸科内科クリニック	52-6211	○	○
三本木	近江医院	52-3057	○	○
	大崎市民病院鹿島台分院	56-2611	○	○
鹿島台	佐久間内科医院	56-3700	○	○
	大崎市民病院岩出山分院	72-1355	○	○
岩出山	高橋医院	72-1005	○	○
	大崎市民病院鳴子温泉分院	82-2311	○	○
鳴子温泉	佐藤医院	82-2656	○	○
	遊佐クリニック	81-1133	○	○
田尻	天野内科クリニック	39-1233	○	○
	大崎市民病院田尻診療所	38-1152	○	○
	たじり中央クリニック	39-7955	○	○

くらしの情報

1 第2次大崎市空家等対策計画(案)への意見を募集します
環境保全課環境保全担当 ☎6074 FAX②2427
 市では、平成30年1月に「大崎市空家等対策計画」を策定し、空き家に関する施策を総合的に展開してきました。1次計画の期間が終了になることから、「第2次大崎市空家等対策計画」の策定を行います。
計画(案)に対する皆さんの意見を募集します。
公表方法
 ①市ウェブサイトの閲覧
 ②窓口での閲覧
 ③市政情報センター(市役所東庁舎1階市政情報課内)
 ④市政情報コーナー(各総合支所地域振興課内)
 ⑤環境保全課
対象 市民または市内に勤務・通学している人、市内に事業所を有する個人または法人
意見の提出期間 10月25日(月)から11月15日(月)
意見の提出方法 計画(案)に対する意見と氏名(名称)、住所、連絡先(電話番号など)を必ず記入し、持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで提出してください。
 ※匿名、電話の意見には応じられません。
持参の場合 月曜日から土曜日の8時から17時15分まで(祝日を除く)
郵送の場合 大崎市古川七日町1番1号環境保全課に郵送(11月15日(月)消印有効)
ファクスの場合 環境保全課(FAX②2427)に送信
Eメールの場合 件名を「第2次大崎市空家等対策計画への意見」とし、環境保全課(kankyoo@city.osaki.miyagi.jp)に送信



市ウェブサイトQRコード

1 木造住宅の耐震診断と危険ブロック塀などの除去費用を助成します
建築指導課指導担当 ☎8057
 木造住宅の耐震診断費用と危険ブロック塀などの除去費用を助成します。
 詳しい要件などは、建築指導課または各総合支所地域振興課まで、問い合わせください。
木造住宅の耐震診断助成
 木造住宅の耐震診断の助成を行います。
対象建築物 昭和56年5月31日以前に建築した3階建て以下の木造一戸建て住宅
負担金 8400円
 ※200平方メートルを超える場合は、延べ床面積により負担金が増額します。
受付期間 令和4年1月31日(月)まで
危険ブロック塀などの除却助成事業
 危険なブロック塀などを除却し、新たに設置する軽量の塀などの工事費用を助成します。

除却・設置対象の塀
 除却対象 道路からの高さが1メートル以上(擁壁上の場合0.4メートル以上)で、平成30年以降に市が実施した調査で「特に問題なし」以外に判定されたブロック塀
設置対象 除却対象となったブロック塀の跡地に設置するフェンス・生垣・板塀などのブロック塀以外の軽量の塀
補助金額
除却工事費用 除却工事に要した費用の6分の5
 ※除却部分の面積に対して1平方メートル当たり4千円を乗じた額と、15万円のいずれか低い額が限度額となります。
 ※フェンス混用塀のフェンス部分は見付面積の2分の1、門柱は表面積の2分の1です。
設置工事費用 除却対象ブロック塀の跡地に設置する費用の2分の1
受付期間 令和4年2月28日(月)まで